

「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」の 改定素案の公表及び市民意見募集について

旭区のまちづくり（横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン）は、平成16年に策定され、その後10年余りが経過しています。この間に少子高齢化や大規模なまちづくりの進展など、社会情勢が大きく変化していることを受け、旭区では「いつまでも住み続けたいまち ～安心・健やか・ふるさと 旭～」を20年後の目指す将来像とした旭区プランの改定作業を進めてきました。

このたび、改定素案がまとまり、公表するとともに市民意見募集を実施していますので、ご報告します。

1 改定素案の公表について

(1) 閲覧場所：旭区役所2階 区政推進課（23番窓口）

旭図書館

横浜市役所1階 市民情報センター

6階 都市整備局地域まちづくり課

(2) ウェブ公開：旭区役所ウェブサイトでご覧いただけます。【旭区プラン】で検索！

<http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kusei/kikaku/toshi-master/>

2 意見募集について

(1) 募集期間：平成29年4月3日（月）～6月30日（金）

（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 提出方法：居住地区分（旭区〇〇町・市内他区・市外）、年齢（何歳代）をご記入の上、郵送、FAX又はEメールでご提出ください。所定の書式はありません。

(3) 送付先：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区区政推進課 企画調整係

FAX：045-951-3401

Eメール：as-machirule@city.yokohama.jp

※いただいたご意見は個別の回答はいたしません。意見集としてまとめ、公表します。

3 説明会の開催について

次の日程で説明会を開催します。予約なしでどなたでもご参加いただけますので、是非お越しください。

(1) 日時：平成29年5月12日（金）19:00～20:30

平成29年5月13日（土）10:00～11:30（各日とも説明内容は同じです。）

(2) 場所：旭区役所 新館2階 大会議室

旭区区政推進課まちづくり調整担当

岡部 黒崎

電話：954-6026

横浜市都市計画マスタープラン 旭区プラン<改定素案>への 意見・提案を募集しています

意見募集期間 平成29年4月3日(月)～6月30日(金) ※詳細はP.4をご覧ください。

横浜市都市計画マスタープラン旭区プランとは

横浜市都市計画マスタープランは、横浜市の都市計画に関する長期的な基本方針で、都市計画法に基づいて定められます。横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン(以下、「旭区プラン」)は、区の概ね20年後を見据えた将来像を示し、区民と協働してまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針です。

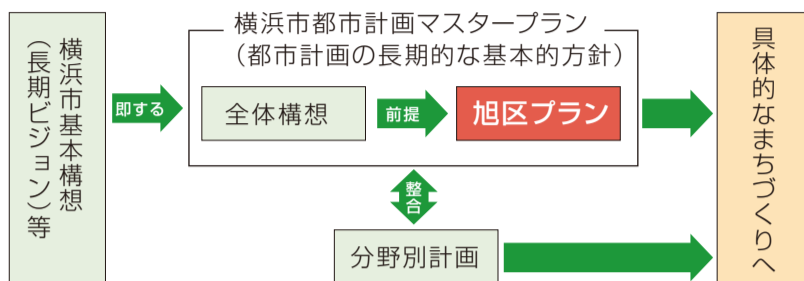
旭区の現状

旭区の人口は平成15(2003)年にピークを迎え、その後は横ばいに推移していましたが、平成27(2015)年以降は人口減少が顕著となり、平成47(2035)年にはピーク時の約2割の人口減が予測されています。また、高齢者数は全18区で一番多く、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題が喫緊の課題です。

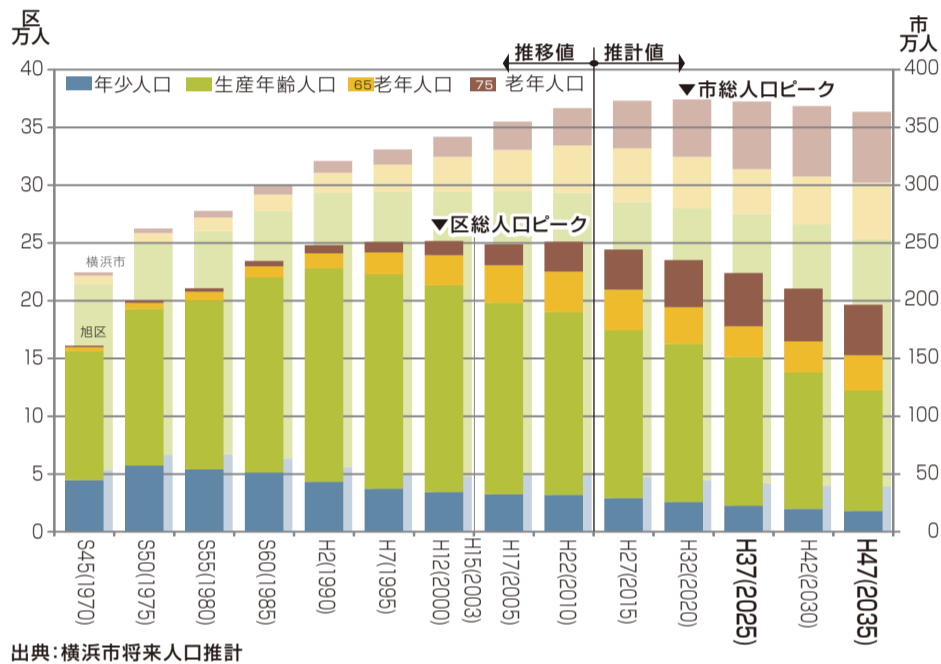
一方で、まちづくりにおいては、二俣川駅南口の再開発や神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線)の整備が進められ、旭区の交通利便性や魅力の向上が期待されます。また、旧上瀬谷通信施設の跡地利用や鶴ヶ峰駅周辺の連続立体交差化とそれに伴う周辺のまちづくりなど、今後も大規模なまちづくりが控えています。

旭区プランは、平成16(2004)年8月に策定されましたが、このような状況を踏まえ、改定することになりました。

■旭区プランの位置づけ



■旭区と横浜市の人口推移と推計



旭区の将来の姿

■旭区の目指す将来像

旭区の抱える課題に対応するとともに、地域の個性や特色に応じた良質で持続可能な住環境を目指すため、「いつまでも住み続けたいまち ～安心・健やか・ふるさと 旭～」を将来像とします。

いつまでも住み続けたいまち
～安心・健やか・ふるさと 旭～

安心

安心して安全に暮らせるまち
→防災と防犯の方針

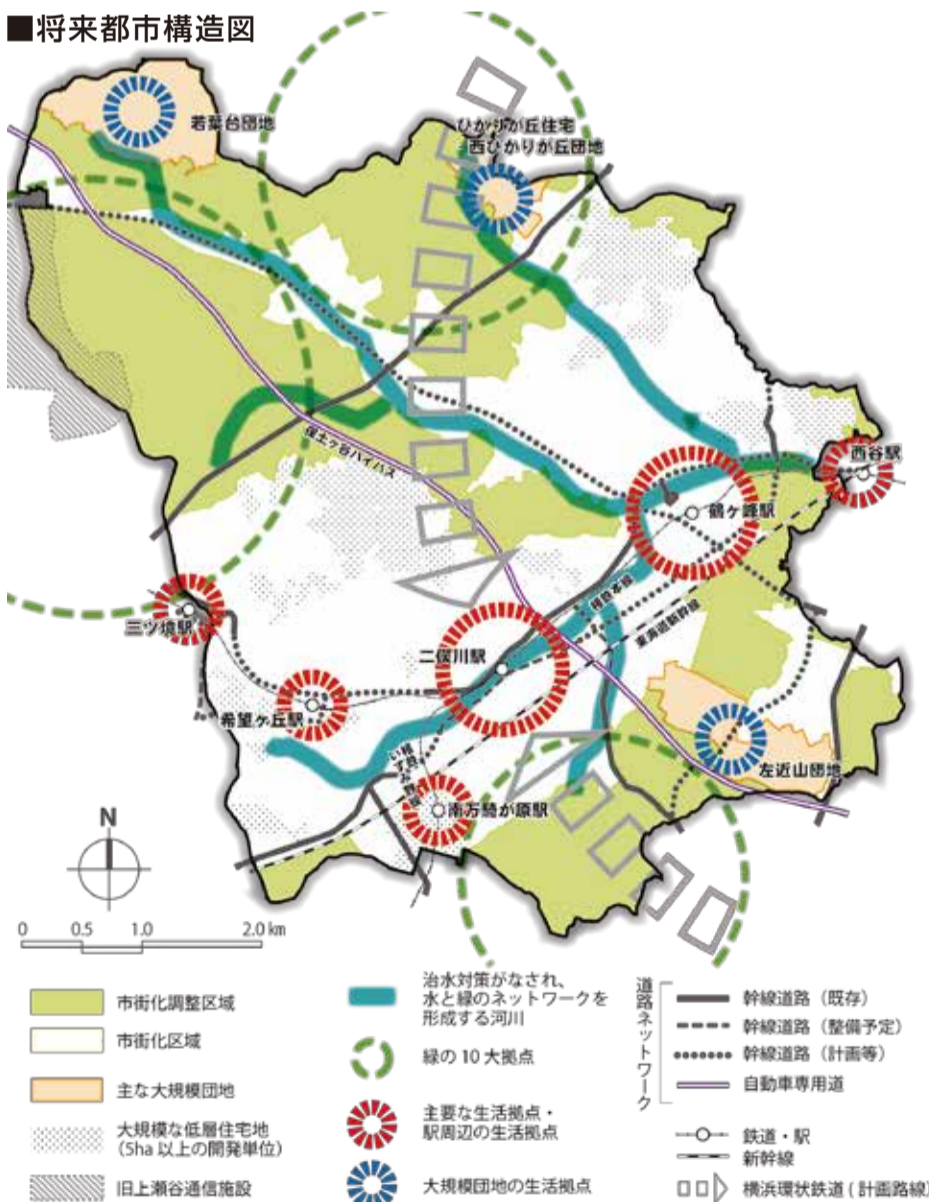
健やか

誰もが快適に移動できるまち
→交通の方針
生き生きと活動し、交流できるまち
→魅力と活力の方針

ふるさと

いつまでも住み続けられるまち
→土地利用の方針
豊かな自然と身近にふれあえるまち
→環境の方針

■将来都市構造図



まちづくりの方針

土地利用の方針

いつまでも住み続けられる
まちづくり

● バランスのとれた市街地の形成と適切な住環境の維持

市街化区域については、まちづくりのルールを活用や都市計画の変更も視野に入れながら、バランスのとれた市街地を形成し、適切な住環境を維持します。

● 農地・樹林地の保全を基本

市街化調整区域では、農地・樹林地の保全を基本とし、周辺の環境を維持しますが、横浜環状鉄道にあわせた沿線まちづくりなど、必要に応じて土地利用を見直します。

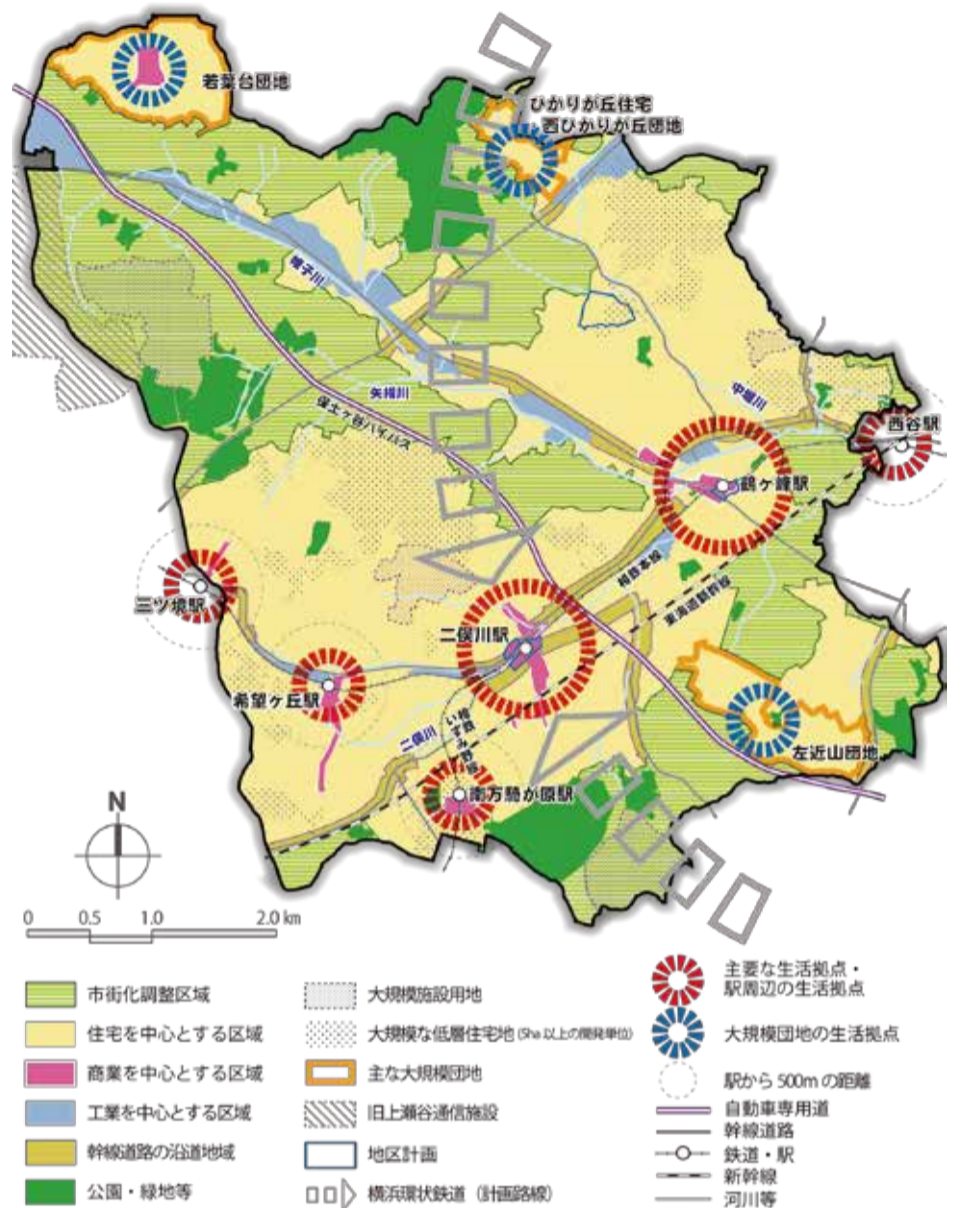
● 駅周辺の日常生活の利便性向上

鉄道駅周辺については、周辺地域の実情や課題を踏まえて、通勤・通学を含む日常生活の利便性向上に寄与するような土地利用を図ります。

● 旧上瀬谷通信施設の跡地利用

旧上瀬谷通信施設については、緑や農の保全とのバランスを図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。

■ 土地利用の方針図



交通の方針

誰もが快適に移動できる
まちづくり

● 公共交通ネットワークの強化

公共交通については、誰もが快適に移動できるように、横浜環状鉄道の推進やバス路線の拡充と利便性の向上を図るとともに、地域に適した交通手段の導入を支援します。

● 道路ネットワークの強化

道路については、交通渋滞の解消や緊急車両の通行に支障がないように、既存道路の改良や都市計画道路の未整備区間の整備を進めます。

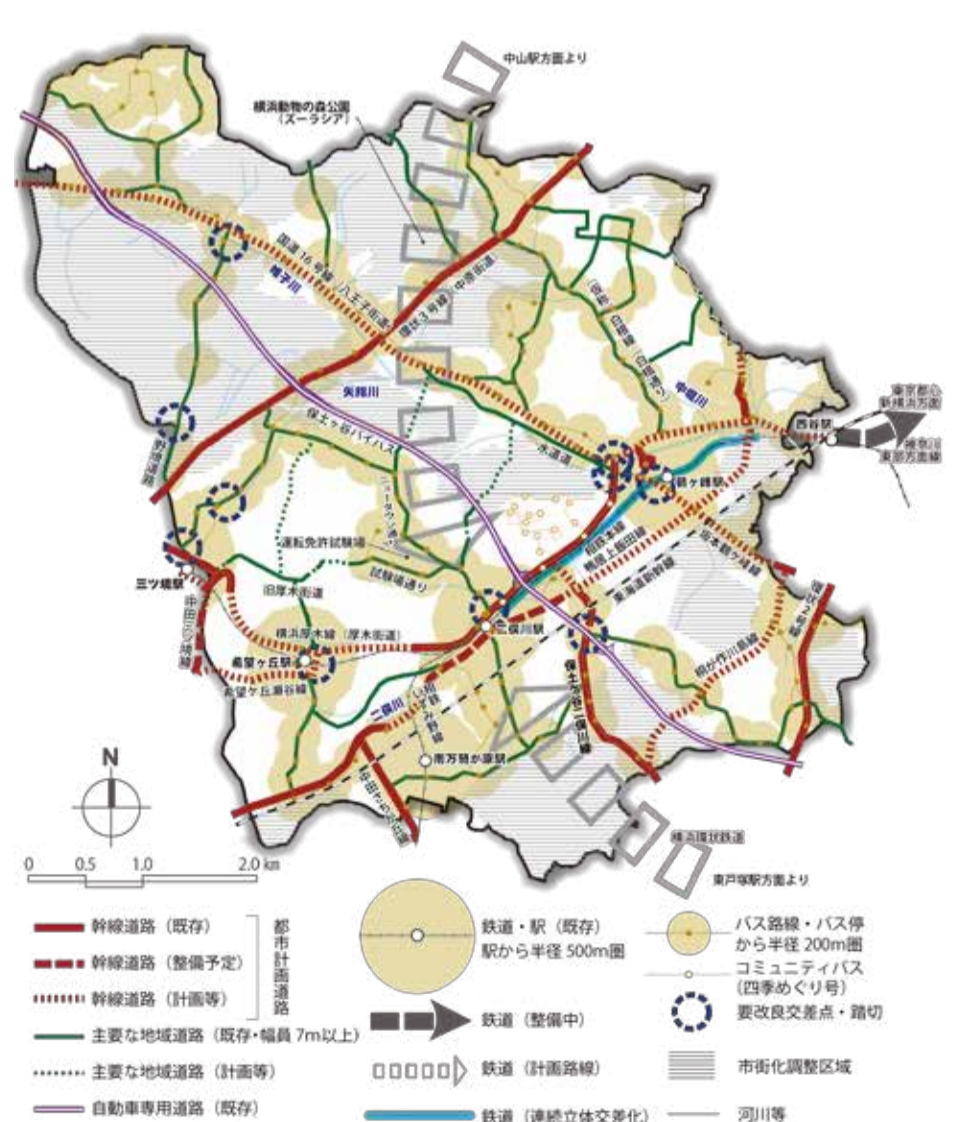
● 歩行空間の確保

歩行空間については、安全で快適に歩けるバリアフリーの環境整備を進めます。また、区民の健康増進などに寄与する魅力的な歩行空間を創出します。

● 交通環境の改善

日常生活において支障となっている交通問題については、交差点の改良や踏切の除却などを進め、交通環境を改善します。

■ 交通の方針図



環境の方針

豊かな自然と身近にふれあえる
まちづくり

●緑の保全と創出

多彩な緑環境を保全するとともに、市街地においては、緑化を推進しつつ、点在する緑地や河川などの環境資源を有機的に結び、水と緑のネットワークを形成することで、多くの人々が緑に触れる機会を増やしていく取組を進めます。

●農的空間の活用

旭区の魅力資源として優良な農環境を保全するとともに、多くの人々が農業の魅力に触れる機会を増やしていく取組を進めます。

●生物多様性の創出

多様な生き物の生育・生息空間をつなぎ、生物多様性の確保に努めます。

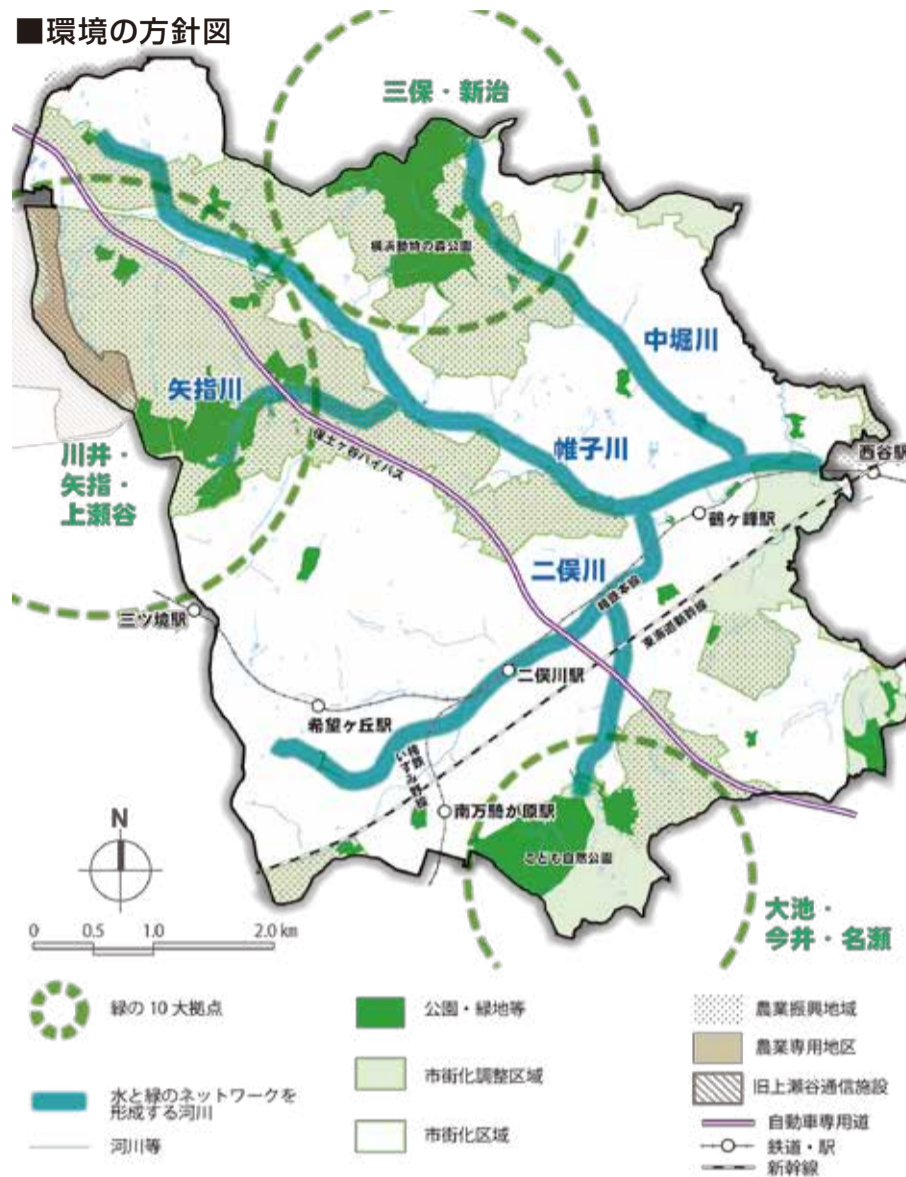
●地球温暖化対策の推進

クリーンエネルギー自動車の導入などの先進的な取組を通じて、地球温暖化対策を推進します。

●水環境の保全

帷子川水系の流域が持つ健全な水環境を保全します。

■環境の方針図



魅力と活力の方針

生き生きと活動し、交流できる
まちづくり

●主要な生活拠点の機能強化

主要な生活拠点である鶴ヶ峰駅、二俣川駅周辺において、区民の暮らしに必要な機能の再生や多様な都市機能の充実を図ります。

●持続可能なコミュニティの形成

大規模団地をはじめとした郊外部の住宅地では、公民の様々な主体が連携し、住みやすさの維持・向上、持続可能なコミュニティの形成などに向けた取組を進めます。

●産業と雇用の活性化

ソーシャルビジネス支援や農業振興などを通じて、旭区の特徴を生かした産業と雇用の活性化を図ります。

●地域資源の活用

区内の広域的・公益的な施設を地域の重要な資源ととらえ、周辺の文化・経済活動を促進できるよう連携を深めます。

■魅力と活力の方針図



防災と防犯の方針

安心して安全に暮らせる
まちづくり

●水害・土砂災害に強いまちづくり

治水対策を進めるとともに、ハザードマップを活用し、水害や土砂災害に対する意識向上を図ります。

●地震に強いまちづくり

想定される巨大地震に備え、ライフラインの耐震性向上や緊急輸送路の確保など災害に強いまちづくりを進めます。

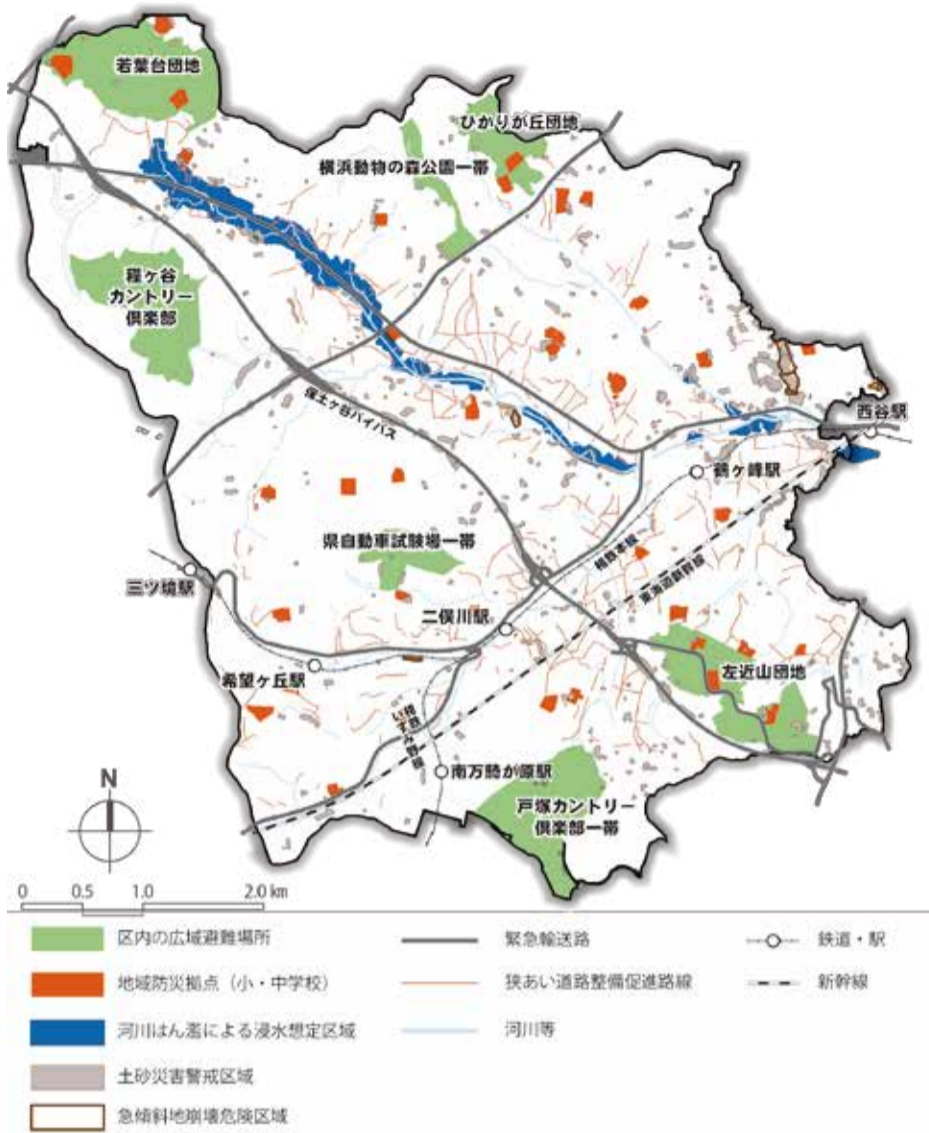
●安心できる防災体制の構築

地域と行政が連携することで防災意識の向上を図り、自助・共助による防災・減災体制を強化します。

●空家・空き地対策

地域の防犯活動の支援や、空家・空き地対策の推進など、安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を進めます。

■防災と防犯の方針図



旭区プランの推進

推進体制

旭区プランを区民、事業者、行政がまちづくりの指針として共有し、区民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、三者が協力・連携して協働のまちづくりを進めます。

進捗評価、見直し・拡充

旭区プランの将来像・方針ごとに指標を定め、区民意識調査において定期的に進捗を評価していきます。

また、計画想定期間内であっても、社会・経済状況の変化や技術革新、区民意識の変化などに応じて見直し・拡充を行います。

■三者の役割

区民

- ・地域運営の重要な担い手としての役割
- ・地域の最小単位として重要な役割を持つ自治会町内会

事業者

- ・地域社会の一員としての施策への協力
- ・事業者の持つ専門性とポテンシャルを生かし、まちの活性化や地域課題の解決へ貢献

行政

- ・公共施設の整備や有効活用、法に基づく規制誘導、暮らしを支える機能の誘導
- ・公民連携の環境整備・制度の改善

皆さんの意見・提案をお寄せください！

意見募集期間 平成29年4月3日(月)～6月30日(金)

■改定までのスケジュール

平成27年度 ワークショップや意見募集の実施

今回

平成28年度 改定素案の公表

平成29年度 改定原案の公表

平成30年度 都市計画審議会、告示

■改定素案の閲覧

旭区役所区政推進課、旭図書館、市庁舎1階市民情報センター及び市庁舎6階都市整備局地域まちづくり課でご覧いただけます。

また、旭区ホームページでもご覧いただけます。

■改定素案説明会の開催

次の日程で説明会を開催します。申し込み不要でどなたでも参加できますので、ぜひお越しください。なお、各日とも説明内容は同じです。

平成29年5月12日(金) 19時～ 場所 旭区役所新館2階大会議室
平成29年5月13日(土) 10時～ 場所 旭区役所新館2階大会議室

■意見提出・問合せ

意見提出については、4月3日(月)～6月30日(金)までに、Eメール、郵送またはFAXに住居地区分(旭区〇〇町・市内他区・市外)、年齢(〇〇歳代)をご記入のうえ、下記送付先までご提出ください。

住所: 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12
電話: 045-954-6026 FAX: 045-951-3401
Eメール: as-machirule@city.yokohama.jp

※様式は問いません。いただいた意見は個別回答しませんが、意見集としてまとめて公表します。